

令和6年度第3回福岡県性暴力対策会議議事要旨

1 日時

令和6年10月28日（月）14時00分～14時50分（オンライン会議）

2 出席者

参考資料6「令和6年度福岡県性暴力対策会議委員名簿」参照

欠席：大脇委員、大上委員、福井委員、井手上委員、瀬戸委員

代理出席：浦委員、高岡委員、磯委員

3 議事概要（●は委員の質問・意見、◎は座長の発言、→は事務局の回答）

(1) 議題1「性暴力根絶に向けた対応指針案及び指針解説案について」

資料1「第2回性暴力対策会議（書面開催）等における意見及び対応について」、
資料2「性暴力根絶に向けた対応指針（案）」及び資料3「性暴力根絶に向けた対応指針解説（案）」について事務局から説明。

- 指針（案）の18行目について、「夫婦」だけではなく「恋人」も記載すべきではないか。

→ 意見のとおり追記する。

- 指針解説（案）の2ページ「(2) 性暴力となる具体的な行為の例」への追記について、業務上必要な身体接触はあると思うが、それが性暴力の言い訳として使われてしまうのではないか。参考にした資料の出典を明記いただきたい。

→ 意見のとおり追記する。

(2) 議題2「性暴力根絶条例に基づく具体的施策の実施状況について」

資料4「性暴力根絶条例に基づく具体的施策の実施状況について」について事務局から説明。

- 性暴力対策アドバイザー派遣事業について、私立学校への派遣実績が少ない。また、最近は通信制高校等などの新しい形態の学校も増えている。そのような公立以外の学校に通う児童・生徒も本事業を受講できるよう、積極的に周知していただきたい。

- 加害者相談窓口における再犯防止専門プログラムは、子どものプログラムもあるのか。

→ 認知行動療法を取り入れた専門プログラムとなっているため、プログラムを受けるには一定の年齢が必要。相談者が子どもである場合は、児童相談所や少年鑑別所を案内することが多い。

(3) その他

- ◎ 委員各位の協力を得て条例の取組みが進み、性犯罪被害発生率の全国順位も相対的に下がっており、施策の効果を感じている。一方で、性犯罪の認知件数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況。引き続き、福岡県における性暴力根絶に向けた取組みが一層推進されるよう、委員の皆様には御協力をお願いする。